

第22期第6回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年9月30日(木)13時30分～

場所 唐津市水産会館 多目的ホール

(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) あわび漁業特認許可方針(案)について(諮問)

P 1～P 7

(2) えびこぎ網漁業許可方針(案)について(諮問)

P 8～P 1 8

(3) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について(協議)

P 1 9～P 5 6

(4) その他

水産第2489号
令和3年(2021年)9月27日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



あわび漁業特認許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第7項並びに第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：水産課漁業調整担当 真島)

あわび漁業（特認）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

あわび漁業（すもぐり）

(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

(3) 推進機関の馬力数

制限なし

(4) 操業区域

- ① 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 福岡県糸島市二丈町串崎

イ 福岡県糸島市二丈町串崎と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

② 松共第2号の共同漁業権漁場内

(5) 漁業時期

12月21日から翌年10月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

- ① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和3年11月1日から令和3年12月1日まで

第4 許可の基準

申請数が、10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 2020年12月21日から2021年10月31日までの期間において、あわびの水揚げの実績がある者

(2) 2013年12月21日から2020年10月31日までの期間において、あわびの水揚げの実績がある者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 第1(4)①の操業区域内において、松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。

松浦瀬の中心(世界測地系)

緯度: 33° 28' 06"

経度: 130° 00' 42"

(2) 松共第2号で操業するものは、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得なければならない。その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

(3) 操業時間は、次のとおりとする。

12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで

1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで

2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで

3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで

4月・・・・・・・・午前6時30分から午後6時30分まで

5月・・・・・・・・午前6時00分から午後6時30分まで

6月、7月・・午前5時30分から午後7時00分まで

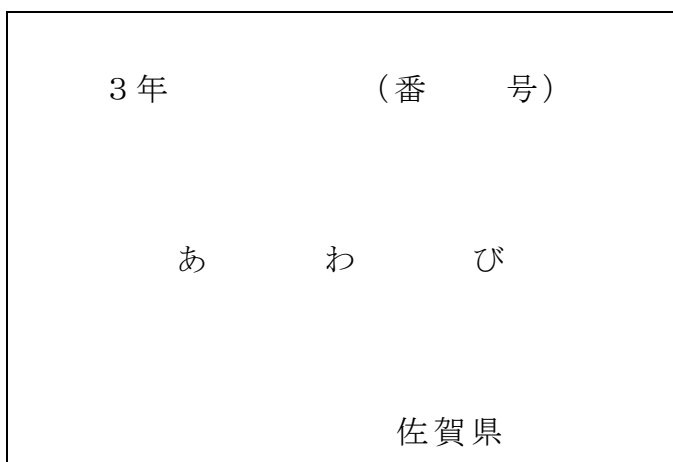
8月、9月・・・・午前6時00分から午後6時30分まで

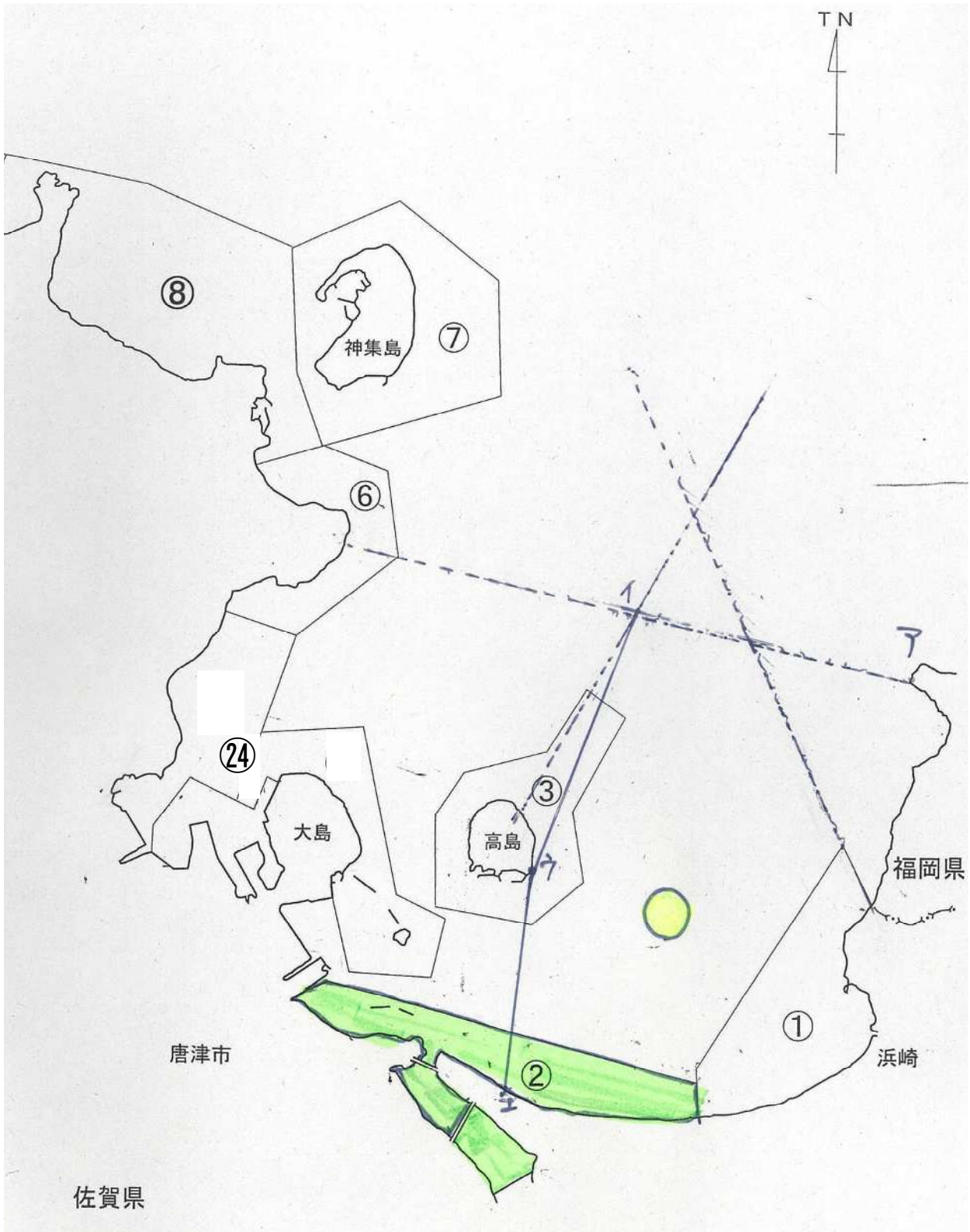
10月・・・・・・・・午前7時00分から午後5時30分まで

(4) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

(5) 操業中は、県が指定する操業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標 旗) 地色：赤 色
字色：白 色



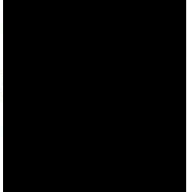


要 望 書

令和3年8月24日

佐賀県知事 山口祥義 様

佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎



唐津湾内におけるアワビ、ナマコ漁業の許可について

日頃より玄海地区水産振興につきまして、ご指導・ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、沿岸漁業をとりまく環境は新型コロナウイルス感染症影響あおりを受け、より一層厳しさを増しております。

このような中、今回の法改正により、これまで操業できていた区域における操業が出来なくなる事案が発生し、さらなる経営圧迫を危惧しております。

つきましては漁家経営の存続及び改善のためにも唐津湾内一般海域における特定水産動植物（アワビ及びナマコ）採捕につきましてご許可賜りますようお願いいたします。

水産第2490号
令和3年(2021年)9月27日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



小型機船底びき網漁業 手繰第2種 えびこぎ網漁業
の許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第5項並びに第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：水産課漁業調整担当 真島)

手続第2種 えびこぎ網漁業

第1 制限措置

(1) 漁業種類

えびこぎ網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

33隻

ただし、令和3年9月30日現在の許可枠残は4隻

(3) 船舶の総トン数

5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

48キロワット以下（漁業調整用エンジン15馬力以下）

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

① ³¹キロワット以下
(10馬力以下) の船舶（出力管理装置により ³¹キロワット以下
(10馬力相当) に減馬力した船舶を含む。）については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで

② ³²キロワット以上
(11馬力以上) の船舶（出力管理装置により ³¹キロワット以下
(10馬力相当) に減馬力した船舶を除く。）については、1月1日から1月31日まで及び4月1日から12月31日まで

③ 玄海町、旧肥前町又は伊万里市地区のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

① 旧浜玉町、旧唐津市、旧呼子町、旧鎮西町、玄海町、旧肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に

諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。

- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日から令和7年12月31日まで

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年10月1日から令和3年10月8日までとする。

2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、33件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

3 令和7年11月28日までの期間において、合計数が33件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

4 合計数が33件に到達した日以降から令和7年11月28日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が33件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該漁業許可を有する者の承継を受けた者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。

(2) 前回許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

(3) 規則第4条第1項第6号又は第8号から第14号までのいずれかの漁業許可を有する者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 旧浜玉町又は旧唐津市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から③の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

① 唐津市土器崎北端と長崎県壱岐市芦辺町上イズミ岩を結んだ直線以西の佐賀県海域

② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。

ア 唐津市高島北端から293度の方向に引いた直線と唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点

イ 唐津市高島北端

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市高島南東端から180度の方向に引いた直線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日

から4月30日までに限る。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から百八十度(真方位とする。)の線
と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

(2) 唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として
漁業を営もうとする者は、次の①から③の海域及び共同漁業権
漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協
議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書
の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第9号から第14号及び第16号については、同
意に基づく海域は1)から3)の海域とする。

1) 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びに最大
高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 唐津市土器崎北端

イ 唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結ん
だ直線と、唐津市呼子町平瀬灯台と唐津市鎮西町波戸
岬北西端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

2) 唐津市呼子町小川島、唐津市鎮西町加唐島及び同松島の
最大高潮時海岸線から700メートル以内の海域

3) 唐津市呼子町平瀬の最大高潮時海岸線から500メー
トル以内の海域

① 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同松島西端を結んだ直線及び
その北側の延長線以西の佐賀県海域

② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直
線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、
4月1日から5月31日までに限る。

ア 唐津市高島北端から293度の方向に引いた直線と唐
津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点

イ 唐津市高島北端

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市高島南東端から180度の方向に引いた直線と
同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

- ③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から百八十度(真方位とする。)の
線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

- (3) 旧呼子町又は旧鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から④以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第8号から第17号については、同意に基づく海域は1)から3)の海域とする。

- 1) 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 唐津市土器崎北端

イ 唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線と、唐津市呼子町平瀬灯台と唐津市鎮西町波戸岬北西端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と唐津市肥前町大崎北端を結んだ直線と、唐津市鎮西町串崎北端と同馬渡島南西端を結んだ直線との交点

オ 鎮西町串崎北端

- 2) 唐津市呼子町小川島、唐津市鎮西町加唐島及び同松島の最大高潮時海岸線から700メートル以内の海域

3) 唐津市鎮西町馬渡島及び唐津市呼子町平瀬の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 次のア及びイの点を結んだ直線と、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びにオ及びカの点を結んだ直線の西側の延長線との間の佐賀県海域

ア 唐津市土器崎北端

イ 長崎県壱岐市芦辺町上イズミ岩

ウ 唐津市鎮西町串崎北端

エ 唐津市鎮西町串崎北端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

オ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

② 唐津市相賀崎東端と福岡県二丈町串崎北端を結んだ直線以南の佐賀県海域

③ 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までは除く。

ア 唐津市高島北端から293度の方向に引いた直線と同市鳩川の最大高潮時海岸線との交点

イ 唐津市高島北端

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市高島南東端から180度の方向に引いた直線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

④ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までは除く。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から百八十度(真方位とする。)の

線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

(4) 玄海町外津地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。

1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びにウ及びエの点を結んだ直線の西側の延長線と、オ及びカの点を結んだ直線との間の佐賀県海域

ア 唐津市鎮西町串崎北西端

イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点

エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

オ 唐津市肥前町立神鼻（星賀鼻）西端

カ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端

(5) 玄海町仮屋又は旧肥前町〔菖津、京泊及び向島地区〕地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。

1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びにウ及びエの点を結んだ直線の西側の延長線と、オ及びカの点を結んだ直線との間の佐賀県海域

ア 唐津市鎮西町串崎北西端

イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点

エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

オ 唐津市肥前町立神鼻（星賀鼻）西端

カ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端

(6) 旧肥前町〔菖津、京泊及び向島地区を除く。〕又は伊万里市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①及び②以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。

1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びにオ及びカの点を結んだ直線の西側の延長線より南西の佐賀県海域。ただし、伊万里市山代町浦ノ崎佐代川左岸北西角に設置した標識と同市黒川町福田字浦湯1290番地吉が浦鼻に設置した標識を結んだ直線以南の海域は除く。

- ア 唐津市肥前町大崎北端
- イ 唐津市鎮西町波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線と、同向島北端と同大崎北端を結んだ直線との交点
- ウ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線と、同波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線との交点
- エ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点
- オ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点
- カ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

② 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、5月1日から10月31日までは除く。

- ア 唐津市鎮西町波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線と、同向島北端と同大崎北端を結んだ直線との交点
- イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線と、同波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線との交点
- ウ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点
- エ 唐津市肥前町向島北端

(7) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意

を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

(8) 許可を受けた船舶は、舷樁板（通称カイシング）の後部両舷外側に次の色調の長方形（タテ20センチメートル以上、ヨコ160センチメートル以上）の塗装表示をしなければならない。

① ^{31キロワット以下}
(10馬力以下)の船舶について、玄海町外津若しくは仮屋、旧肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は青色、旧浜玉町又は旧唐津市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は赤色、唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は緑色、旧呼子町又は旧鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は茶色

② 松浦海区漁業調整委員会が指定する区域での操業が認められた者は、指定された区域の塗装表示出力管理装置により31キロワット以下（10馬力相当）に減馬力した船舶については、①による表示の上部半分を黄色

③ ^{32キロワット以上}
(11馬力以上)の船舶については、①による表示の後部半分を黄色

(9) ビームの長さは8メートル以下とする。

(10) 袋網の網目については15センチメートルにつき14節以上20節以下とする。



漁調委第 135 号
令和 3 年 9 月 6 日

佐賀県連合海区漁業調整委員会長 殿

沖縄海区漁業調整委員会事務局

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（照会）

標記会議につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大が深刻化し、収束が見込めない状況であるため、書面決議にて対応させていただきます。

なお各県から提出していただいた提案議題を、別紙のとおり取りまとめましたので送付いたします。

つきましては、各事項に対する貴県海区漁業調整委員会の意見を、別紙様式にご記入の上、令和 3 年 10 月 8 日（金）までに沖縄海区漁業調整委員会事務局まで E-mail にてご提出ください。

なお、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会はいりませんので、連合海区にて取りまとめていただき、ご提出ください。

期間が短く大変恐縮ですが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

沖縄海区漁業調整委員会事務局 加藤、太田
(沖縄県農林水産部水産課漁業管理班内)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL : 098-866-2300 FAX : 098-866-2679
E-mail : katoumnk@pref.okinawa.lg.jp

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題一覧

1 要望事項

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について（福岡県連合）
- (2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について（熊本県連合）
- (3) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について（鹿児島県連合）
- (4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について（福岡県連合）
- (5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について（長崎県連合）
- (6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について（長崎県連合）
- (7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について（熊本県連合）
- (8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について（鹿児島県連合）
- (9) 日台漁業取決めの見直しについて（継続）（沖縄）
- (10) 日中漁業協定の見直しについて（一部新規）（沖縄）
- (11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（佐賀県連合）
- (12) 太平洋クロマグロの資源管理の推進について（長崎県連合）
- (13) 太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について（宮崎）
- (14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について（鹿児島県連合）
- (15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）（沖縄）
- (16) ミニボートによる危険行為の防止について（佐賀県連合）
- (17) ミニボートによる危険行為の防止について（熊本県連合）
- (18) 海区漁業調整委員会制度について（長崎県連合）
- (19) 新たな漁業関係法令の改正について（大分）
- (20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について（大分）
- (21) 沿岸資源の適正な利用について（宮崎）
- (22) 水産政策の改革について（鹿児島県連合）
- (23) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について（熊本県連合）

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場ではありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成 25 年度に VMS システム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へ VMS を設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者にする行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。

別紙様式 2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化
について

内 容

本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところであるが、大中型まき網漁業の操業は、当該地域の漁業振興を図るうえで大きな問題となっている。

そのため、大中型まき網漁業の当海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議が整い、平成18年に国と県の立会により協定が締結された。

その後10数年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれている。

については、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではあるが、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について、次の事項を強く要望する。

- 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
操業禁止区域に係る操業調整の整ったものについては、随時操業の条件として内容を盛り込んで頂きたい。
- 2 大中型まき網漁業の適正操業について指導を強化すること。
大中型まき網漁業の操業については、魚礁周辺での集魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところである。
このような大中型まき網漁業者の操業は、水産資源の維持回復を図る観点から、沿岸漁業者にとって大きな障害となっているため、沿岸漁業者へ配慮した適正操業について十分な指導を強化すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の
見直し拡大等について

内 容

本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。

一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。

については、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする事。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題について（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

内 容

日中・日韓新漁業協定の発効後は、政府間交渉に基づく相手国排他的経済水域での操業条件の設定など、漁業秩序が構築されつつあります。しかし、排他的経済水域の境界を中間線で画定できず、相手国漁船に対して我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日韓暫定水域などが広範囲に設定されており、これらの海域では急増した虎網漁船等外国漁船の集中操業により、我が国漁船の操業に支障が生じるとともに、水産資源の悪化が懸念されております。

このことから、我が国漁業者が、東シナ海等において持続可能な漁業を展開していくため、次の事項について、要望します。

【継続】

1. 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の画定を行うこと。その実現までの間、日中・日韓暫定水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること。

【継続】

2. 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について、我が国漁業者の意向・要望を踏まえ見直しを行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

内 容

我が国排他的経済水域内では、中国漁船（底びき網漁業、いかつり漁業）や韓国漁船（まき網漁業、はえ縄漁業等）による違反操業が依然として跡を絶たず、拿捕事案も発生しております。

また、東シナ海においては、尖閣諸島の領有権を巡る日中双方の主張の相違などから、平成24年9月並びに28年8月には、付近海域における中国漁船の大挙操業や、多数の中国漁業監視船の哨戒など、我が国漁船の安全操業や安全航行に支障を来す問題も生じている状況にあります。

以上のことから、次の事項について要望します。

【継続】

1. 引き続き我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締の強化を図ること。

【継続】

2. 我が国水域における外国船舶の避泊に当たっては、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導・監視体制の強化と漁業等への被害を防止する措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

別紙様式 2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

東シナ海における漁船の安全操業確保について

内 容

日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、単独で延縄や一本釣り等を操業しており、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にある。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大している。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があっている。

このため、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するために次の事項を強く要望する。

- 1 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。
- 2 水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

内 容

日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002 年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。

当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日台漁業取決めの見直しについて（継続）

内 容

平成25年4月10日に調印された日台漁業取決めは、我が国排他的経済水域内での台湾漁船の操業を認めたもので、台湾漁船とのトラブルを恐れる多くの国内漁船が操業を自粛する状況が続いている。

日台漁業取決め適用水域は、鹿児島、熊本、宮崎、長崎県の漁船も操業する海域であり、その影響は本県のみならず留まらないことから、以下の事項を要望する。

- 1 取決め適用水域から次の水域を除外すること。
 - ①東経125度30分より東の水域
 - ②八重山北方三角水域
- 2 我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。
また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること。
- 3 先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については今後一切、協議の対象としないこと
- 4 日台漁業取決め適用水域内において、
 - ①日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めること。
 - ②操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めること。
 - ③台湾漁船のP I 保険への加入義務化を促すこと。

別紙様式 2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日中漁業協定の見直しについて（一部新規）

内 容

日中漁業協定では、北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域を協定適用除外とし、外務大臣書簡により同水域においては、中国漁船に対して我が国の漁業関係法令を適用しないこととしている。

この結果、同水域では、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても、取締りができない状況にある。

中国サンゴ網漁業は、深海サンゴ資源を枯渇させるだけでなく、熊本県、鹿児島県と連携して取り組んでいる南西諸島マチ類資源回復方針で定めた保護区、底魚類等の成育環境を荒廃させており、極めて大きな問題である。

また、尖閣諸島周辺海域においては、平成24年9月の政府による同諸島の国有化以降、中国公船による領海侵入及び接続水域への入域が常態化し、現在に至っては、本県漁船に対する追尾や威嚇行為が繰り返され、本県漁船がその脅威に対峙しながら、海上保安庁の巡視船に守られ、操業を行っている異常な状況であり、安全操業を脅かす事態となっている。

そこで以下の事項を要望する。

- 1 日中漁業協定の見直しについて
北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域が、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、協定を見直すこと。
- 2 中国サンゴ網漁業、虎網漁業等の規制について
協定の見直しが見られるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び、北緯27度以南への中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を確保すること。
- 3 海底に散逸する中国サンゴ網の除去、回収について
底魚一本釣り等の操業、船舶航行に支障を及ぼすサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。
- 4 中国公船による威嚇行為等の再発防止と操業の安全確保について
中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図り、安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

別紙様式 2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

内 容

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。

また、本年2月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くろまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

太平洋クロマグロの資源管理の推進について

内 容

国では、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会の枠組みにおいて、平成 27 年 1 月から、30 キロ未満の小型魚の漁獲上限を 4,007 トン、30 キロ以上の大型魚の漁獲上限を 4,882 トンとし、保存管理措置を講じています。

平成 30 年から罰則を伴う T A C 制度へ移行し、沿岸漁業においても小型魚の数量管理に加えて、大型魚の数量管理が始まりましたが、漁業現場では定置網による突発的な漁獲が生じたり、一方では獲り残しが生じる等、様々な課題等が発生し、混乱が生じています。

また、九州地区においては、大臣への届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」であっても広域漁業調整委員会による「沿岸くろまぐろ漁業承認」を取得して県域のクロマグロ漁獲管理ルールに則り操業していますが、他地区で同届出漁業を行う者の中には、同承認を取得せず、混獲名目でクロマグロを漁獲している実態があると聞き及んでおり、同資源の資源管理の枠組みに支障を来たしかねないと強く懸念しております。

つきましては、次の事項について要望します。

【継続（表現変更）】

1. 資源評価結果に基づく漁獲上限の拡大について

クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られる中、令和 3 年 7 月開催の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の合同作業部会が開催され、2022 年漁期は大型魚の漁獲枠を前年比 15% 増の 732 トン増とすることで合意したとの報道があったが、今後の WCPFC での協議を経て速やかに沿岸漁業への漁獲上限の拡大が可能となるよう交渉継続すること。

また、次漁期に向けて小型魚枠の増大についても粘り強く交渉に

臨むこと。

【継続（表現変更）】

2. 国留保枠の有効活用について

第8管理期間における国留保枠の配分方法の設定において、国留保枠が最大限活用されるよう、最低限の数量を除き可能な範囲で配分について引き続き、検討すること。

【継続（表現変更）】

3. 広域漁業調整委員会の指示に基づく隻数制限について

平成26年から広域漁業調整委員会の指示に基づく隻数制限を導入しているが、ISCの資源評価の結果によると産卵親魚量は平成22年以降ゆっくりと回復していること、また、現在の規制措置を継続した場合、暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる）を達成する確率は98%と将来予測されていることから、今後、本県漁業者はクロマグロを狙った操業機会が増える可能性がある。

については、WCPFCにおいて増枠が可能となった場合は、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

【継続（表現変更）】

4. 遊漁者への指導について

本県海域のように、複数県の遊漁者が採捕している場合は、単県での管理は困難である。このため、全国的な規制措置である広域漁業調整委員会指示等により、国は都道府県を跨る遊漁団体等に対し、引き続き適切に指導すること。

【新規】

5. 漁獲数量の管理について

マグロ類を対象とした沿岸でのほえ縄漁業は、全て広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ漁業承認」取得を義務付けること。

また、広域的な海域で操業する「沿岸まぐろほえ縄漁業」によるクロマグロ漁獲量は、現行TAC制度上、船籍が属する県の漁獲枠で管理することになっているが、明らかに他県海域で漁獲されるものについては、船籍県の管理が及ばないため、現行の知事管理漁業ではなく大臣管理漁業として、国の漁獲管理の対象とすること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について

内 容

太平洋クロマグロについては、平成 27 年より数量管理が開始され、平成 30 年に T A C 制度に移行したことで、より厳格な資源管理が求められています。本県漁業者も資源管理の必要性については理解しており、配分された漁獲可能量の遵守に努めてきたところであります。

しかしながら、漁業種類によっては漁獲対象魚種を選択できないことや、近年では資源量の増加による突発的な漁獲の積み上がり、年間を通じた漁獲量の増大が見受けられ、同じ漁場を利用する管理区分で再配分に差が生じる等、配分された漁獲可能量の遵守が困難な状況となっています。

つきましては、次の事項について要望します。

- 1 地域や漁業種類間での不公平が生じないように、地域の操業実態に応じた漁獲可能量の配分方法についてさらに改善を進めること。
- 2 資源の増加に応じて我が国全体の漁獲可能量の上限が見直されるよう引続き提案し、次の管理期間に反映されるよう努めること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進
について

内 容

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。

については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）

内 容

太平洋クロマグロは、沖縄県においても重要な水産資源となっており、資源管理の取り組みについては、本県漁業者もその必要性を理解している。

WCPFC において合意された管理措置は、大型魚より、小型魚の漁獲を削減する方が資源回復に効果的であると示されているが、今回の管理措置は、主に大型魚を漁獲し、資源に対する影響の小さい、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業への配慮が不十分である。

そこで、太平洋クロマグロ（大型魚）の資源管理について、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業に配慮した管理措置を進めていただくよう、以下のとおり要望する。

- 1 漁獲枠の配分について
漁業種類別の配分及び留保の配分を見直し、マグロはえ縄漁業や沿岸漁業への配分を十分に確保すること
- 2 経営安定対策の拡充について
マグロはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業について、支援策の拡充を図ること

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が 1.5kW (2.039 馬力) の推進機関を有する長さ 3 m 未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成 22 年から 27 年は年間 50 隻前後の発生であったものが 28 年以降増加に転じ、直近の令和元年には 90 件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について

内 容

近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加している。
ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除
されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁港
用地等に違法駐車をするなどマナーの悪い利用者も多く見受けられる。

また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低
いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の
漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も
多くみられている。

さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、
漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見
受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地
元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えている。

こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能
力を高めるため、次の事項を強く要望する。

- 1 ミニボートの海上交通ルールを無視した操縦やマナー違反を犯す利用者
を減らすため、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、事
故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握でき
る体制を構築するようミニボートの製造・販売業界を強く指導すること。
- 2 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に、ミニボ
ートを加入対象とし、加入促進を図るとともに、万一事故が発生した場合の事
故処理におけるトラブル防止の対策を講じること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

海区漁業調整委員会制度について

内 容

海区漁業調整委員会は、これまで公選制による漁業者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

このような中、平成 30 年 12 月に漁業生産力の発展を図る観点から漁業法等が改正され、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなり、今後もその役割を的確に果たしていかなければなりません。

以上のことから、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望します。

【継続】

1. 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会の新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保できるように措置すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな漁業関係法令の改正について

内 容

令和 2 年 12 月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和 3 年 4 月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう、国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

改正漁業法における新たな資源管理措置等について

内 容

新たな資源管理措置の導入にあたっては、資源管理目標の考え方や有効性、漁獲可能量の算定方法、漁獲制限を余儀なくされたときの経営支援策等について十分な説明と情報提供を行うとともに、関係漁業者の合意形成を丁寧に行うよう配慮すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

沿岸資源の適正な利用について

内 容

平成 30 年 12 月の漁業法改正にあたり、準備の整った漁業種類から I Q の導入等を行う一方で、トン数制限等、船舶の規模に関する制限措置が撤廃されるとのことで、導入が想定される大中型まき網漁業等においては、沿岸漁船の操業が困難な荒天時の区域違反や船体差を活かした漁場占有の恐れなど、沿岸漁業者との資源の競合や漁業秩序の乱れといった問題へ発展する懸念があります。

つきましては、沿岸漁業と競合する漁場については従来行われてきたエリア毎の操業ルールを尊重しつつ、今後も両者が資源及び漁場を持続的かつ公平に利用できるよう、次の項目について要望します。

1 沿岸漁業と大臣許可漁業との調整

I Q 導入等の条件が整った大臣許可漁業について、トン数制限撤廃をはじめとした新たな取組を導入するにあたっては、沿岸漁業と競合する漁場については一方的に沿岸漁業を圧迫することがないように、適正な資源及び漁場利用について十分な調整を行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

水産政策の改革について

内 容

令和 2 年 12 月に施行された漁業法等の改正において、海区漁業調整委員会制度や漁業権、漁業許可制度等の大きな改革が行われ、漁業制度全体が大きく変わり、沿岸漁業にも大きな影響を与えることが懸念されている。

については、次の事項について要望する。

改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続が円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早期に技術的助言を行うなど、適切に指導・助言を行うこと。

別紙様式 2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について

内 容

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきた。

昨年改正された新たな漁業法は、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められる。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠である。

については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望する。

1 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、安定的な財政基盤を確保するよう措置すること。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

（1）大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（2）大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（3）大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

（4）日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（5）日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

意 見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（6）日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

意 見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（7）東シナ海における漁船の安全操業確保について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（8）日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）

（9）日台漁業取決めの見直しについて（継続）

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）

（10）日中漁業協定の見直しについて（一部新規）

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）

（11）クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

意見

当海区要望分

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（12）太平洋クロマグロの資源管理の推進について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）

（13）太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（14）太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）

（15）太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）

（16）ミニボートによる危険行為の防止について

意見

当海区要望分

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（17）ミニボートによる危険行為の防止について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（18）海区漁業調整委員会制度について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（大分海区漁業調整委員会）

（19）新たな漁業関係法令の改正について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（大分海区漁業調整委員会）

（20）改正漁業法における新たな資源管理措置等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）

（21）沿岸資源の適正な利用について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（22）水産政策の改革について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（23）海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について

意 見

要望の趣旨に賛同します。